

## 公金取扱いにおける私人委託制度の経緯等

---



# 公金取扱いの私人委託制度の経緯①（第一次地方自治法改正時（昭和22年））

## 五 私の団体等に対する公金徴収の委任等の禁止

- I 従来、私の団体または個人に対する公金の徴収支出の権限の委任等について、地方自治法上特に禁止規定はなかった。
- II 政府原案は、この点については従来どおりとし、何の改正をも行なわないこととしていた。
- V 衆議院では、かねてより総司令部の要望があった<sup>(注一)</sup> ことでもあり、(1)普通地方公共団体の長は、法律の定めるところにより、源泉において徴収する税金または行為者もしくは消費者が行為もしくは消費の際支払う税金を徴収させる場合のほか、公金の徴収もしくは支出の権限を私の団体もしくは個人に委任し、その権限をこれらの者をして行なわせ、または営業の免許その他これに類する処分およびこれらの処分に関係のある公金の徴収に関与させることができないものとする<sup>(注二)</sup>、(2)前項の団体の代表者または個人は、公金の収支を明らかにする計算書を作り、出納長または収入役に提出してその検査を受けなければならないものとし、検査の際不正の廉があったときは、その旨を検察官に通知するものとする、(3)改正法施行の際の一時的措置として裁判所は、公金の徴収に関し不正の廉のあった団体を解散することができるものとする、従来地方自治法第二四三条に、次の三項を加える旨の修正を行なった。
  - 「2 普通地方公共団体は、公金の徴収若しくは支出の権限を私の団体若しくは個人に委任し、若しくはその権限をこれらの者をして行わせ、又はこれらの者をして営業の免許その他これに類する処分及びこれらの処分に関係のある公金の徴収に関与させてはならない。但し、法律の定めるところにより源泉において徴収する税金又は消費者若しくは行為者が消費若しくは行為の際支払うべき税金を徴収させることは妨げない。
  - 3 前項但書の規定により普通地方公共団体の徴収すべき税金を徴収する私の団体の代表者（代表者がないときはこれに準ずる者）又は個人は、当該普通地方公共団体の規則の定めるところにより計算をし、計算書並びにその証拠となるべき帳簿及び書類を当該普通地方公共団体の出納長又は収入役に提出し、その検査を受けなければならない。計算書並びにその証拠となるべき帳簿及び書類には、当該団体の税金徴収の責任者又は当該個人がその真正であることを保証する旨を記載し、且つ、これに署名し、印をおさなければならない。
  - 4 前項の検査により公金の取扱について不正の廉があることが判明したときは、出納長又は収入役は、検察官に直ちにその旨を通知しなければならない。」

(※次頁に続く)

また、改正法施行に伴う措置として改正法附則に次の一条を加える旨の修正を行なった。

「 (附則)

第五条 この法律施行の際地方公共団体の徴収すべき税金、分担金、使用料及び手数料その他の公金を現に徴収している団体の代表者（代表者がないときはこれに準ずる者）又は個人は、当該地方公共団体の規則の定めるところにより、この法律施行の日から三十日以内に計算をし、計算並びにその証拠となるべき帳簿元及び書類を当該地方公共団体の出納長又は収入役に提出し、その検査を受けなければならない。計算書並びにその証拠となるべき帳簿及び書類には、当該団体の公金徴収の責任者又は当該個人がその真正であることを保証する旨を記載し、且つ、これに署名し、印をおさなければならない。

2 前項の書類は、当該地方公共団体の規則の定めるところにより、執務時間中住民の閲覧に供さなければならない。

3 第一項の検査により公金の取扱について不正の廉があることが判明したときは、出納長又は収入役は、検察官に直ちにその旨を通知しなければならない。

4 前項の規定による事件に関し検察官の請求があったときは、最高裁判所の定めるところにより裁判所は、当該団体の解散を命ずることができる。

5 前項の規定により解散を命ぜられた団体は、最高裁判所の定める手続に従い、直ちに解散しなければならない。

6 第一項の期間内に計算書並びにその証拠となるべき帳簿及び書類を提出しないとき、又はこれらの書類に虚偽の記載をしたときは、当該団体の代表者又は当該個人は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。但し、情状によりこれらの刑を併科することを妨げない。」

(注一) 昭和二二年七月にティルトン少佐は、遊興飲食税や入場税について、地方団体が自ら賦課徴収せず、業者に請負わせて組合に割当て納入させているのは、きわめて好ましくないから是正するよう措置することを指示した。(昭和三四年四月二日 自治大学校主催「地方自治法第一次改正をめぐる座談会」金丸三郎氏述)

(注二) 昭和二三年、民政局が国務省に提出した日本占領に関する報告書によると、この私的団体に対する公金取り扱いおよび行政事務の委任を禁じた規定は、隣組、町内会、部落会の廃止にも関係があるように述べられている。民政局の気持としては、この年の五月三日制定された政令第一五号（事務局注：町内会部落会又はその連合会等に関する解散、就職禁止その他の行為の制限に関する政令（昭和22年政令第15号））により完全に封殺されたはずの隣保組織の活動をさらに徹底して封ずるつもりもあつたかも知れない。しかし、内務省との交渉においては、あくまでも、組合等に対する税金の請負など税金の徴収に関することがこの衆議院修正に至る理由であるとされた。(改正当時東京大学教授（現最高裁判所判事）田中二郎氏述)

※事務局注：原文ママ

出典：「戦後自治史 第四巻」（自治大学校研究部監修）

## <第一次地方自治法改正（昭和22年）の国会審議経過>

### **衆議院治安及び地方制度委員会（昭和22年12月4日）**

○坂東委員長 地方自治法の一部を改正する法律案につきましては、あらゆる面から検討審査を加えました次第であります。そこでこれより討論に入ります。私から修正案を出します。その修正案の内容、要綱をこれから説明いたします。（略）

二一 普通地方公共団体の長は法律の定めるところにより、源泉において徴収する税金又は行為者若しくは消費者が行為若しくは消費の際支払う税金を徴収させる場合の外、公金の徴収若しくは支出の権限を私の団体若しくは個人に委任し、その権限をこれらの者をして行わせ、又は営業の免許その他これに類する処分及びこれらの処分に関係のある公金の徴収に関与させることができないものとする。こと。（二四三条）（略）

### **衆議院本会議（昭和22年12月5日）**

○坂東幸太郎君 ただいま議題となりました地方自治法の一部を改正する法律案につきまして、治安及び地方制度委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。（略）その他種々なる観点より質疑応答が交されたのでありますが、その中途におきまして、政府提出の改正案のみならず、地方自治法全條にわたり根本的検討を加える必要が生じてまいりまして、ここに大修正を行うことになり、十二月四日の委員会におきまして、委員長より修正案が提出されたのであります。

修正案のおもなる点を申し上げますと、（略）第三に、財政に関する規定であります、（略）その二は、私人の公金取扱い及び営業免許等に関与する規定であります、私人または私的団体が公金の徴収及び支払いを行うことは、いろいろ忌わしい事柄が起りやすいので、地方公共団体の長は、法律の定める場合を除いてはこれを行わせないこととして、また同趣旨に基いて、私人または私的団体の営業の免許その他これに類する処分等に関与させてはならないことといたしたのであります。（略）

## 公金取扱いの私人委託制度の経緯②（地方自治法改正時（昭和38年））

旧法では、地方公共団体又はその機関の権限とされている事務は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、私人をして行なわせることができないとする見地から、確認的に、公金の徴収又は支出の権限をゆだねること等を明文で禁止していた（二四三三）。新法においても、一般的には、公金という性格からしてその取扱いに関して責任を明確にし、公正の確保を期することが当然要求されるので、旧法とほぼ同じ建前をとり、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせることを禁じている。しかしながら、私人に公金の徴収若しくは収納の事務を委託した方が、地方公共団体の収入が一層確保され、及び住民の便益がさらに増進される場合には、その権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせる方が地方公共団体自らがその権限を行使するよりも適当であるので、旧法のように税金の源泉徴収及び他の法律に特別の定めがある場合にのみ狭く私人の公金取扱いを認めるばかりでなく、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合には、広く私人が公金を取り扱うことができることを明らかにしたものである。

出典：「改正地方自治法詳説」（自治省行政課編）

# 公金取扱いの私人委託制度の経緯③ (地方自治法改正(昭和38年)以降)

## S38~H15 : 使用料, 手数料, 賃貸料, 貸付金の元利償還金が私人委託の対象

- ・ 公金の徴収・収納事務の私人委託を原則禁止した上で、**使用料, 手数料, 賃貸料, 貸付金の元利償還金**を私人委託可能な歳入として位置づけ

← 公金のコンビニエンスストア納付拡大の要望

- ・ 金融機関の週休二日制の実施
- ・ 共働き世帯等の昼間不在家庭の増加

## H15 : 私人委託の対象に**地方税**を追加 (※収納事務に限定)

## H16 : 私人委託の対象に**物品売払代金**を追加

← 「ふるさと納税」の徴収・収納事務の私人委託の可能化要望

← 「ふるさと納税」の制度化

## H23 : 私人委託の対象に**寄附金**を追加

← 私人委託可能な公金に付随する歳入(延滞金等)についても私人委託可能とすることについて地方分権改革に関する提案

## H29 : 私人委託の対象に**延滞金, 遅延損害金**を追加

## H30 : 私人委託の対象に**地方税に係る督促手数料, 延滞金, 滞納処分費等**を追加 (※収納事務に限定)

← 私人委託を原則禁止とする取扱いの見直しについて地方分権改革に関する提案

## 「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」 (令和2年12月18日 閣議決定)(抄)

(iv) 私人の公金取扱いの制限(243条)については、以下のとおりとする。

- ・ 負担金、分担金等について、地方公共団体の意見を踏まえつつ、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる歳入(施行令158条)として追加すべきものを精査した上で、私人に委託することを可能とする方向で検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- ・ 金融機関の統廃合やデジタル・ガバメントの推進など、公金を取り巻く状況の変化を踏まえた上で、多様な決済手段の確保の観点から、地方公共団体の財務に関する制度全般の見直しの中で、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、地方公共団体の判断により公金の徴収又は収納の事務を原則として私人に委託することを可能とするを含め、その在り方について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。